

# 2022年 源泉所得税 中間納付指導会

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この「納期の特例」を税務署に申請した個人事業者を対象に、7月の中間納付にあたり指導会を開催いたします。

●日 時 2022年6月28日(火)、7月4日(月)  
両日とも 13:00~16:00

新型コロナウイルス感染症予防のため、相談受付を完全予約制とします。  
※ご来所の方は必ずマスク着用にご協力ください。

**完全予約制**

各日 ①13:00~13:30 ②13:30~14:00 ③14:00~14:30  
④14:30~15:00 ⑤15:00~15:30 ⑥15:30~16:00

※開始時間10分前までにご来所ください。

\* 同上の日付の上記①~⑥の希望の時間帯を選択し、小牧商工会議所まで6月24日(金)までにお電話ください。

中間納付指導会事前予約連絡先：小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL：0568-72-1111

\* 申込先着順のため、申込状況により希望時間帯にご対応できない場合があります。

\* 当日は、事前予約の方を優先して対応いたしますので、事前予約が無い方は、しばらくお待ちいただく場合がございます。

●会 場 小牧商工会議所会館 4階

●指導料 無 料

●対 象 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に申請済みの個人事業者

●持ち物 ・ 源泉徴収簿（6月までの毎月の給与・賞与を記入してお持ちください）、  
税務署より届いた納付書等一式、前年の源泉徴収簿等

●その他 ・ 事前の予約申込にご協力ください。  
・ 今年の納付期限は、7月11日(月)です。  
・ 税理士関与の事業所は、出席する必要はございません。  
・ 税務署への申告は、税額の有無に関わらず必要です。

## マイナンバーについて

- ・ 指導会では、「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」のマイナンバーの聴き取り、記載をしません。
- ・ 指導会には「マイナンバーを記載した書類」と、「それ以外の書類」は分けてファイルしてお持ちいただき、主催者が誤ってマイナンバーを見てしまうことがないようにしてください。
- ・ 指導会で主催者が、マイナンバーが記載された書類を確認する必要がある場合は、附箋等でマイナンバー部分を隠してください。

●共 催 小牧商工会議所中小企業相談所、小牧税務署管内青色申告会小牧協議会

お問い合わせ 小牧商工会議所 中小企業相談所

小牧市小牧五丁目253番地 TEL：72-1111